

## 病院内保育所運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、児童の健全育成及び資質の向上に寄与するとともに、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するために、病院及び診療所に従事する職員（以下「職員」という。）のために保育施設を運営する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、職員のための保育施設を運営する次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 一部事務組合
- (3) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (4) 医療法人
- (5) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合
- (6) 社会福祉法人
- (7) 健康保険組合及びその連合会
- (8) 一般社団法人又は一般財団法人
- (9) その他知事が適当と認める者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、第2条に掲げる法人等が第1条に掲げる趣旨に沿って、職員の委託を受けて当該職員の子（乳児又は幼児に限る。）に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

ただし、都道府県労働局による「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等が交付される場合、補助は認めない。

### (補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる保育施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、第5条に掲げる院内保育施設の種別のいずれかに該当し、原則12ヶ月運営し、かつ、当該施設における保育料として1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1ヶ月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

### (院内保育施設の種別)

第5条 院内保育施設の種別は、以下の表の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、第4条の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6ヶ月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

基準項目 種 別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を算定し、選定した額に第2の(4)から(9)に掲げる補助事業者においては3分の2、第2の(1)から(3)に掲げる補助事業者においては3分の1を乗じて得た額とする。

この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 基 準 額	2. 補助の対象となる経費
<p>1により算定した基本額より別紙1に定める保育料収入相当額を控除の上、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額</p> <p>1 基本額</p> <p>①第2の(4)から(9)に掲げる 補助事業者が運営する施設 ( A型特例 ) 1人×180,800円×運営月数 ( A型 ) 2人×180,800円×運営月数 ( B型 ) 4人×180,800円×運営月数 ( B型特例 ) 6人×180,800円×運営月数</p> <p>②第2の(1)から(3)に掲げる 補助事業者が運営する施設 ( A型特例 ) 1人×180,800円×運営月数 ( A型 ) 2人×180,800円×運営月数 ( B型 ) 4人×180,800円×運営月数 ( B型特例 ) 6人×180,800円×運営月数</p>	<p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)及び委託料(内訳は人件費とする。)</p>

1. 基準額	2. 補助の対象となる経費
<p>2 加算額</p> <p>(24時間保育を行っている施設)</p> <p>①第2の(4)から(9)に掲げる 補助事業者が運営する施設 23,410円×運営日数</p> <p>②第2の(1)から(3)に掲げる 補助事業者が運営する施設 23,410円×運営日数</p> <p>(病児等保育を行っている施設)</p> <p>③第2の(4)から(9)に掲げる 補助事業者が運営する施設 187,560円×運営月数</p> <p>(児童保育を行っている施設)</p> <p>④第2の(4)から(9)に掲げる 補助事業者が運営する施設 10,670円×運営日数</p> <p>⑤第2の(1)から(3)に掲げる 補助事業者が運営する施設 10,670円×運営日数</p> <p>(休日保育を行っている施設)</p> <p>⑥第2の(4)から(9)に掲げる 補助事業者が運営する施設 11,630円×運営日数</p> <p>⑦第2の(1)から(3)に掲げる 補助事業者が運営する施設 11,630円×運営日数</p> <p>注) 24時間保育、病児等保育、児童保育、休日保育は別紙2のとおりとする。</p>	

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 病院内保育所運営事業経費所要額調書(第2号様式)
- (2) 病院内保育所運営事業計画書(第3-1号様式、第3-2号様式、第3-3号様式)
- (3) 収支予算書
- (4) 前々年度 決算状況表(第4号様式)及び病院決算書

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付の決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(交付決定前着手届)

第9条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、がやむを得ない事由により前条の補助金の交付の決定前に、補助対象事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第10条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更の承認の申請)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更承認申請書(第7号様式)に、知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。

(軽微な変更)

- 第12条 前条のただし書きの軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 補助事業の内容の著しい変更
- (2) 補助金の交付決定額の20%を超える減額

(指示及び検査)

- 第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。
- (1) 病院内保育所運営事業経費所要額精算書(第9号様式)
- (2) 病院内保育所運営事業実績報告書(第10-1号様式、第10-2号様式、第10-3号様式)
- (3) 収支決算書
- (4) 委託費の精算書(病院内保育所運営事業を委託した場合)

(補助金の確定及び交付)

- 第15条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は前項の規定による精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第8条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助金事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書（第12号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助事業者の義務）

第19条 補助事業者は設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(別紙1)

## 保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000 円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は以下の表のとおりである。

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

- 注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあっては2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- (3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数  
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費  
年額3,186,000円

- 3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別紙2)

(1) 24時間保育

24時間保育は、終日いずれの時間帯においても第3に掲げる保育サービスを提供するものとする。

(2) 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(3) 児童保育

ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(4) 休日保育

休日保育は、以下に掲げる日に第3に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）